

最新論点も踏まえて今一度確認しておきたい！ 実務で迷いがちな交際費等の税務

～飲食費支出に係る金額基準の引き上げ論点と、(実務で頻出の?)インボイスをもらえなかった飲食費支出の取扱いも含めて～

ごあんない

交際費の判定は税務処理において独特の取り扱いが求められることが多く、税務調査でもチェックされることの多い支出項目です。特に会議費や広告宣伝費、福利厚生費や役員給与といった隣接費用との区分判断に迷われる方も少なくないと思います。

そこで本セミナーでは、「どのような支出が交際費等となるのか」「単純損金として処理できるのはどのようなケースか」「社長の個人的な支出項目とされるのはどのようなケースか」について、ふだん確認することが少ない政令や通達の定めに触れつつ、実務判断にも役立つような裁判例を確認するなどして解説いたします。

また、近時の税制改正項目となった一人当たり1万円以下の社外飲食費と、接待飲食費の50%損金算入措置を中心に、飲食費の税務処理の論点についても確認します。その際、インボイスをもらえなかった飲食費の支出に特有の問題について、意外に重要となる消費税経理通達にフォーカスをした解説も試みます。どうぞ、この機会をお見逃しなく!!

講座内容

【1】交際費等の支出に関する措置法の取扱いをおさらい

【2】交際費等の支出に係るこれまでの税制改正の経緯

【3】交際費等の定義について、措置法や政令、通達の定めから探る

【4】実務に直結しそうな交際費等の支出をめぐる裁判例、裁決例を紹介

(1) 製薬会社が医学部研究者の論文英訳添削料を負担した際の交際費等該当が争われた事件

(2) いわゆる社長のひとり飲みの支出が交際費等の支出とされず重加算税が課された事件

(3) 広告制作会社社長が取引先写真家を飲食接待した支出が交際費等の支出と認められ(減額)更正しないとの通知処分の一部が取り消された事件

【5】飲食費の支出に関する1万円(旧5千円)基準のおさらい～社外飲食費規定、接待飲食費の50%損金算入措置

【6】インボイスをもらえなかった飲食支出に係る税務処理～消費税経理通達を紐解きつつ検証を試みる

講師紹介



こばやし としみち

小林 俊道 氏

税理士小林俊道事務所 代表
税理士

大学卒業後、大手自動車メーカー勤務を経て1999年税理士試験科目合格。公認会計士事務所勤務の傍ら2002年税理士登録(東京税理士会)。2004年より税理士小林俊道事務所を開設。法人、個人の税務はもとより、雑誌等への執筆、講演活動、会社の健全な運営の法的的指導に取り組んでいる。

【主な著書】

「もう迷わない! 令和6年度改正対応 交際費と隣接費用の区分判断」(ぎょうせい)

「税理士のためのケーススタディ 役員給与と課税の心得」(ぎょうせい)

■開催日(収録日) | 2025年6月4日(水) 14:00~16:00 (15分前受付開始)

■受講料 | 12,000円(資料代・税込み) ■受講形態 | 会場(東京アプレイザル本社)受講/オンライン(録画)受講

■定員 | 会場受講のみ先着20名/オンライン受講の人数制限はございません

■オンライン申込期限 | 2026年2月8日(日)23:59まで ■オンライン視聴期限 | 2026年2月12日(木)23:59まで

会
員
割
引

※1 無 料:TAPメンバーズ【プレミアムプラン】・【スタンダードプラン】・【ライトプラン】

※2 30%off:相続診断士、上級相続診断士(一般社団法人相続診断協会)

その他(AFP・CFP認定者)限定割引もございます。詳細は、日本FP協会マイページよりお申込みくださいませ。

※ライトプランは会場受講の場合は60%OFF



FAX:03-6261-9032

セミナー詳細・お申込は、ホームページからでも
ご利用可能です。TAP 実務セミナー Q または ➡

2025.6.4(水) 講師:小林 俊道 氏

最新論点も踏まえて今一度確認しておきたい！

『実務で迷いがちな交際費等の税務』

ご記入月日	年 月 日	受講形態	☐ [麹町]会場受講 ☐ オンライン(録画)受講
ふりがな		ふりがな	
事務所名 または会社名		参加者名	
事業所または 会社所在地 ご住所	〒	TEL	※携帯電話など必ず連絡がつく番号をご記入ください。
		FAX	
業 種		E-mail	※必ずご記入ください。
認定区分	AFP・CFP [®] 番号() ※2026年2月8日(日)までにお申込みされた方には「日本ファイナンシャル・プランナーズ協会」の「継続教育研修受講証明書」をお渡します。 ご希望の方は、お申込み時に「AFPもしくはCFP」の区分と番号をご記載ください。		
TAPメンバーズ【 ☐ プレミアムプラン】 ☐ スタンダードプラン】 ☐ ライトプラン】 ☐ 相続診断士 ☐ 上級相続診断士 ☐ 一般			
「相続診断士」「上級相続診断士」の方は必ずご記入ください。 認定番号()			

<オンライン(録画)受講>

配信開始日 | 収録後、3営業日頃を目安に配信を開始する予定です。

ご視聴期間 | 2026年2月12日(木)23:59までとなります。

※配信期間中は何度でもご視聴いただけます。

※動画のご視聴にはインターネット回線が必要となります。

※「視聴専用URL」はお申込みの際にご連絡いただいたメールアドレスに
お送りしますので必ずご記載ください。※配信期間中のお申込みも承ります。視聴専用URLにつきましては、
お申込後3営業日以内にお送りいたします。なお、お申込みのタイミングによってはご視聴期間が短くなる場合が
ございますので予めご了承ください。※「申込期限」及び「視聴期限」はWebサイトに記載されている日程が最新と
なります。パンフレットに記載されている期間が満了している場合は
Webサイトをご覧ください。

※お申込み期限は2026年2月8日(日)23:59までとなります。

★TAPメンバーズの方は、お申込みは不要です。

配信開始日以降「視聴専用サイト」よりご視聴いただけます。

【お問合せ先】

TAP 株式会社 東京アプレイザル

TEL.03-6261-9031 / FAX.03-6261-9032

<https://tap-seminar.jp> seminar@t-ap.jp

共催：TAP 株式会社 東京アプレイザル × 保険サービスシステムHD



<会場受講>東京アプレイザル本社セミナールーム(麹町)

[所在地]東京都千代田区二番町5-5 番町フィフスビル4階

[交通アクセス]

麹町駅(東京メトロ有楽町線 5番出口)より徒歩約1分(5番出口の隣のビル)

四ツ谷駅(JR、東京メトロ南北線)より徒歩約8分

半蔵門駅(東京メトロ半蔵門線)より徒歩約7分

市ヶ谷駅(JR、東京メトロ有楽町線、都営地下鉄新宿線)より徒歩約8分



会場受講特典

配信日より約1ヶ月限定で視聴できる
オンライン動画をお送りいたします。